

徳島県規則第六十二号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則（平成二十九年徳島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。